【２０１３．６月議会】

一般質問骨子（一問一答）

小　山　哲　夫

１．格差と貧困の広がりと生活保護制度の見直しについて

1. この間の格差と貧困の広がりとその原因、影響について

ア．厚生労働省は、２００９（平成２１）年１０ 月に相対的貧困率の公表を初めて行った。日本の貧困の現状について市長はどのように認識しているか。

イ．新潟市でも平成１７年度から平成２３年度の間に就学援助の受給児童生徒は約４，０００人増となっており、貧困の広がりは明らかだが、新潟市の貧困の広がりについての市長の認識はどうか。

ウ．貧困の原因は、派遣労働の「自由化」を中心にした労働法制の規制緩和や社会保障、とくに所得再分配が機能していないことにあると考えられるが市長の見解はどうか。

　　エ．この間の所得格差の広がりの現状とその原因についての見解を問う。

　　オ．格差と貧困が広がり不平等な社会・地域では、人と人との関係の質を

悪化させ、犯罪率や人々の攻撃性の高さ、また、格差自体が健康に影

響するなどと言われているが、市長の見解はどうか。

1. 生活保護基準の引き下げについて
2. 憲法２５条第一項の「健康で文化的な最低限度の生活」という保障基準は、生活保護において保障されるべき基準であると同時に、国ないし自治体のナショナルミニマム保障義務の程度を表しているといえるが、市長の認識はどうか。

　　イ．今回の生活保護基準の引き下げは、その検証方法に問題がある。捕捉率に低さを放置したまま低所得層との比較で生活保護基準を決めれば、基準が下がるのも当然と考えるがどうか。

ウ．厚生労働省の生活保護基準部会の「報告書」では、安易な基準の引き

下げにむしろ慎重な姿勢を示し、特に子育て世帯に対する大幅な引き下げに明確な警鐘を鳴らしている。ところが、政府は、過去最高の削減を行おうとしており、まったく道理のない削減と考えるが市長の見解は。

　　エ．今回の基準額の引き下げで、受給世帯の９６％が減額になり、最大１０％減額される世帯、月２万円もカットされる夫婦子ども２人世帯も生まれる。貧困世帯にさらなる貧困を強いる削減計画の中止を国に求めると同時に、新潟市としても対策を講じるべきと考えるがどうか。

（３）生活保護制度の改悪について

　　ア．日弁連①違法な「水際作戦」を合法化する、②保護申請に対する一層の萎縮的効果を及ぼす、として廃案を求めている生活保護法の一部を改正する法律案について市長の見解を求める。

イ．保護の要否判定に必要な書類を添付しない場合には「申請不受理」とする取扱いは、「水際作戦」と呼ばれる違法な申請権侵害、「水際作戦」の合法化と言えるものだが、市長の認識は。

ウ．扶養義務者に対する調査権限の強化などは「親族に知られたくない」「別

れた夫や縁を切られた子どもにまで連絡が行くのは困る」と保護をあきらめる状況がますます広がると考えるが市長の見解はどうか。

　　エ．生活保護の不正受給額は全体の０・５％にすぎない。それを、あたかも全体が不当なことをやっているかのようなバッシングをやって、受給権を奪うことは認められないと考えるがどうか。

　　オ．今年５月、国連社会権規約委員会から日本政府に出された「総括所見」

は、「恥辱のために生活保護の申請が抑制されている」ことに「懸念」

を表明し、「生活保護の申請を簡素化」し、「申請者が尊厳をもって扱

われることを確保するための措置をとる」こと、「生活保護につきまと

う恥辱を解消する」手だてをとることを勧告している。これこそ日本

がいま取り組むべきことと考えるが、市長の見解はどうか。

1. 保護基準引き下げの影響と対策について
2. 生活保護受給者の現状は大変厳しい。食事を一日２回にしたり、入浴

回数も週２回以下にするなどしている。基準額の引き下げの影響は重大と考えるが、新潟市としての対策を問う。

　　イ．生活保護基準の引き下げは、受給者だけの問題ではない。生活保護基準額は、市民のくらしを守る法律や制度・事業と密接不可分の関係にある。新潟市の制度・事業への影響はどの程度か。

　　　※１８課（児童相談所含む）７１制度・事業等に影響する

（平成２５年８月１日以降生活保護基準額減額に伴う他事業への影響見

込み一覧より）

　　ウ．新潟市の就学援助を受けている児童生徒は、２万人近い。生活保護基準を目安にしていることから、影響が大きい。どの程度の影響がでるのか。

エ．市長は２月議会の代表質問に対する答弁で「影響はできるだけ小さく

したほうがいいのは当然ですので，そのように努めていきます」と答えた。この認識は今も変わりないか。

エ．影響を「できるだけ小さくする」ために具体的には、どのようにしよ

うと考えているのか。

２．学校図書館司書について

1. 市長は２月議会の答弁で「子供たちの学習活動や読書活動の推進に大きな効果があった」と述べ、「司書の全校配置を維持しながら，学校図書館の充実を図っていく」と答えた。この認識は今も変わりないか。

（２）「学校図書館司書アンケート」から見える現状と改善について

　　ア．「アンケート」では、「仕事のやりがい」について、９７．３％の司書

が「ある」と答え、「学校図書館の充実に向けて」の「ご意見」には、５２項目もの書き込みがあった。新潟市の学校図書館は、こうした１７０名の司書さんの情熱と頑張りに支えられていることを強く感じたたが、どのような認識か。

1. 「学校図書館の充実を図る」ためにも賃金を含めた待遇の改善が求められると思うがどうか。
2. 学校図書館の正規司書はピーク時の約４５人から年々減少し、今年度は９人である。正規司書の不採用も８年になる。正規司書の採用を始めるべきと考えるがどうか。
3. 少なくとも、規模の大きい学校やモデル校などには正規司書を配置す

べきと考えるがどうか。

1. 勤務時間が短く、朝の打ち合わせや職員会議にも出席できず、先生との打ち合わせもできない状況だが、勤務時間の延長も必要と考えるが、この現状をどう打開しようと考えているのか。
2. 司書本人の希望を踏まえ、計画的に正規職員化を図ることや、通勤手

当の実費支給、臨時司書を年度雇用とすることなどが、「学校図書館の充実を図っていく」うえで必要と考えるがどうか。

以　　上